

議案第 16 号

令和 7 ～ 10 年度使用東久留米市立中学校用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

(提案理由)

令和 7 ～ 10 年度に東久留米市立中学校が使用する教科用図書について、採択する必要がある。

東久留米市立小・中学校教科用図書採択要綱

平成31年3月25日教育委員会訓令乙第7号

(目的)

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号))の規定に基づき、東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が東久留米市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(採択の方針)

第2 教育委員会は、東久留米市立学校において使用する小・中学校用図書を種目ごとに1種採択する。

2 教育委員会は、東久留米市の教育目標実現に向けながら、次の事項に留意し、総合的に判断して採択を行う。

(1) 採択の対象となる教科用図書について、十分調査研究を行い、公正に審議すること。

(2) 市民及び学校等の意見を参考にすること。

(採択のための組織)

第3 前項の規定による採択を行う組織として、教育委員会は、教科用図書選定調査委員会(以下「調査委員会」という。)及び教科別資料作成委員会(以下「資料作成委員会」という。)を設置する。

(採択の特例)

第4 採択年度において、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合は、調査委員会及び資料作成委員会を設置せず、前回の採択で用いた調査資料により採択することができる。なお、特別支援学級における教科用図書の採択については、この限りではない。

(調査委員会の職務)

第5 調査委員会は、次の事項に留意し、教育委員会の採択審議にかかわる調査報告書を作成する。

(1) 全教科、全種目にかかわる調査報告書を作成する。

(2) 教科用図書の特色等を具体的に記述し、単に教科用図書相互の比較は避ける。

(調査委員会の組織)

第6 調査委員会の組織等は次のとおりとする。

(1) 委員の資格要件は、次のとおりとする。

- ア 教科用図書に関する事項について、幅広い視野から調査が行えること。
 - イ 教科用図書の発行者の役員及び従業員、並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族でないこと。
 - ウ 教科用図書及び同教師用指導書の著作・編集者（個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力したものを含む。）でないこと。
 - エ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、発行者の事業の運営に重要な影響力を有していない者。
 - オ 教科用図書の供給の事業を行う者、及びその従業員でないこと。
 - カ その他、教科用図書の採択に利害関係がないこと。
- (2) 委員定数は9名とし、その構成は次のとおりとする。
- ア 学識経験者 1名
 - イ 市民 2名
 - ウ 学校関係者 4名
 - エ 地域関係者 2名
- (3) 委員会の構成員のうち、市民委員については公募とする。
- (4) 委員会の運営
- ア 委員長1名、副委員長1名を置き、選出については委員の互選による。
 - イ 委員長は委員会を統括する。
 - ウ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
 - エ 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開会し、採決することができる。
 - オ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

2 委員の委嘱は教育長が行う。

（調査報告書作成要領）

第7 調査委員会は、教育委員会の採択審議にかかわる調査報告書を、次の要領で作成し、報告を行う。

- (1) 全教科、全種目にかかわる調査報告書を作成する。
- (2) 各教科用図書の特色等に留意して具体的に記述し、単に教科用図書相互の比較は避ける。
- (3) 各学校及び教科用図書の見本展示会場における「市民の意見」を整理する。

（資料作成委員会の職務）

第8 資料作成委員会は、調査委員会からの依頼に基づき、教科、種目別に必要な情報を収集・整理のうえ、客観的な資料を作成する。

（資料作成委員会の組織）

第9 資料作成委員会の組織は次のとおりとする。

(1) 資料作成委員の資格要件

- ア 東久留米市立学校の教育職員であり、校長の推薦を受けた者であること。

イ 教職経験が豊かで、教育研究に実績があること。

ウ 過去3年間、教科用図書及び同教師用指導書の著作・編集(個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力したものを含む。)に関与していないこと。

(2) 委員定数は、小・中学校それぞれ、各教科別に5名を上限とし、構成は次のとおりとする。

ア 資料作成委員会は、小学校・中学校別に組織する。

イ 小学校教育職員は、各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、道徳)ごとに、それぞれ3～5名とする。

ウ 中学校教育職員は、各教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語、道徳)ごとに、それぞれ3～5名とする。

(3) 委員会の運営

ア 小・中学校別委員会に、それぞれ、委員長1人、副委員長1人を置き、選出については、委員の互選による。

イ 委員長は、資料作成委員会を統括する。

ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 委員の委嘱は、教育長が行う。

(資料作成要領)

第10 資料作成委員会は、次の要領で資料を作成する。

(1) 全教科、全種目について必要な情報を収集並びに整理し、客観的な資料を作成する。

(2) 資料作成の観点は、教育長が別途定めるところによる。

(委員の任期)

第11 調査委員会及び資料作成委員会の委員の任期は、委嘱の日からその年の8月31日までとする。

(委員の解任)

第12 教育委員会は、調査委員会委員及び資料作成委員会委員が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、任期の途中であっても解任することができる。

(1) 本人から辞退の申し出があったとき。

(2) 病気その他の理由により職務の遂行ができなくなったとき。

(3) 委員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) その他、教育委員会が委員を解任する必要があると認めたとき。

(採択事務の公正確保)

第13 採択の公正・適正を確保するため、教科用図書採択事務終了時まで、調査委員会及び資料作成委員会の委員名及び審議は非公開とする。

(採択の時期)

第14 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第15 市立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、市立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という)を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会で審議し、適切と考える教科用図書を別に定める期限までに教育委員会へ報告する。

(庶務)

第16 教科用図書の採択に関する庶務は、東久留米市教育委員会教育部指導室が所管する。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択に関する必要な事項は、教育長が別に実施要領を定める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この訓令は、令和5年7月26日から施行する。

東久留米市立小・中学校教科用図書採択要綱実施要領

第1 趣旨

この要領は、東久留米市立小・中学校教科用図書採択要綱（平成16年4月1日制定、以下「要綱」という。）第17条の規定により、東久留米市立学校で使用する教科用図書に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 調査研究の観点

(1) 内容のおさえ方

- ア 市の児童・生徒の発達段階に対する配慮はどうか。
- イ 市の児童・生徒の興味・関心を引き出す内容が選択されているか。
- ウ 教材や資料の正確さ、わかりやすさはどうか。

(2) 構成・分量

- ア 単元（教材）の構成が適切かどうか。
- イ 単元（教材）の系統性はどうか。
- ウ 発達段階に応じて、分量は適切であるかどうか。

(3) 表現

- ア 市の児童・生徒に理解されやすくできているか。
（文章、挿し絵、写真、文字の大きさ、色の使い分け等）
- イ 一貫性をもった記述がなされているか。
- ウ 教科の特質に即した資料等の表現について配慮がされているか。

(4) 使用上の便宜

- ア 全体の構成が見通せるように配慮されているか。
- イ 市の児童・生徒が学習活動を進めやすいように便宜が図られているか。
- ウ 製本（印刷）が児童・生徒に見やすく、使いやすいようにできているか。

第3 各学校からの意見聴取

- (1) 校長は、定められた期間に、市内公共施設に展示された教科用図書の見本について、調査を実施する。
- (2) 校長は、調査した内容を基に教科用図書選定調査委員会（以下「調査委員会」という。）に教科用図書に関する意見書を提出することができる。また、必要に応じて調査委員会からの意見聴取に応じることができる。
- (3) 校長は、当該校での教科用図書の意見提出が、適正かつ公正に行われるよう配慮する。

第4 確認書の提出

公正を期するため、調査委員会及び教科別資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）の委員は、教科用図書採択に関して、直接利害関係のない旨の確認書を、教育委員会に提出しなければならない。

第5 文書開示の有無

公正を期するため、採択までは全ての会議内容は非公開とするが、採択後においては、文書開示の請求に基づき、調査委員会の委員名、会議概要、調査報告書及び

資料作成委員会の委員名、調査資料等については公開する。

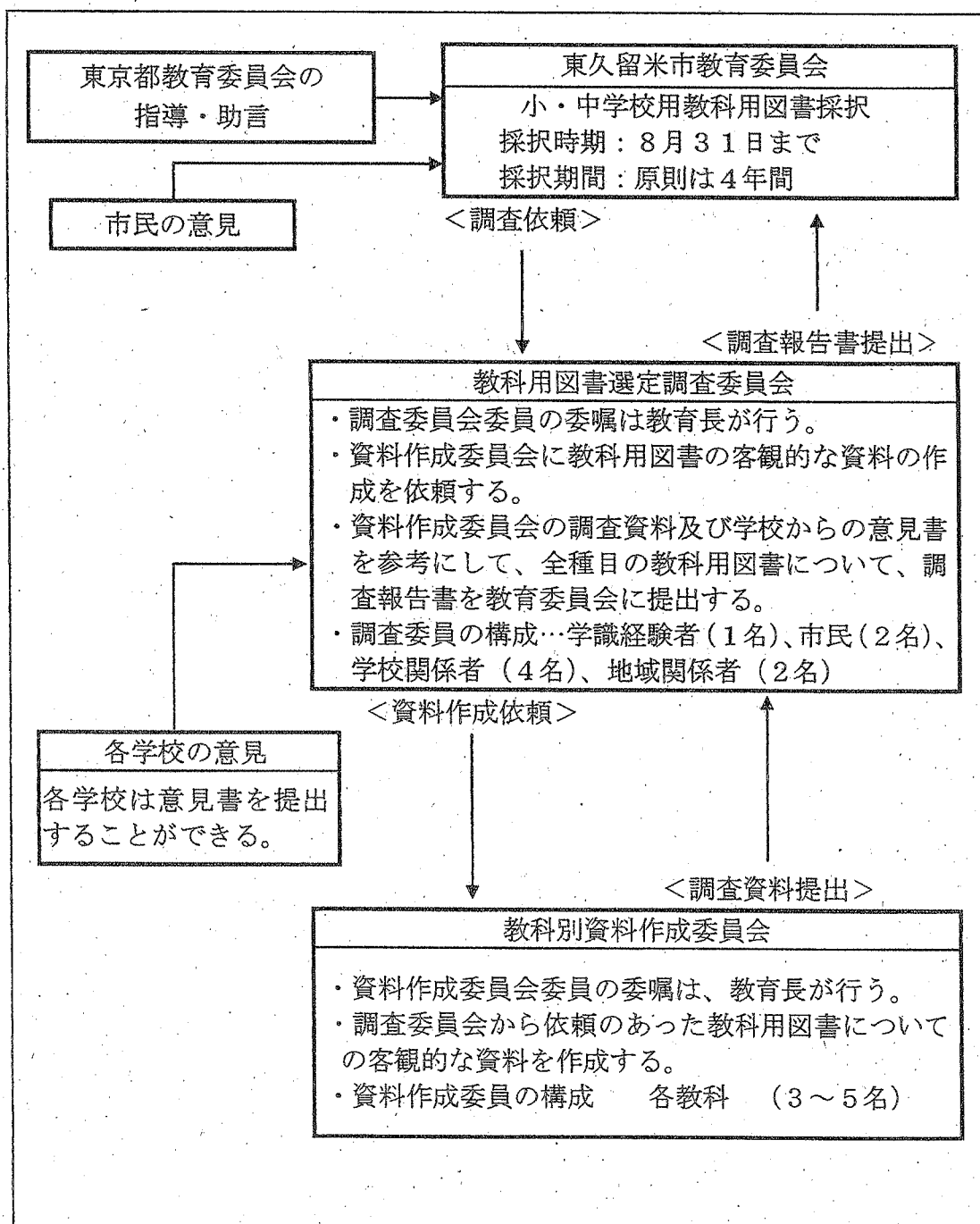
ただし、公にすることにより、個人並びに法人の権利・利益を害するおそれがあるもの、又は「市民の意見」(個票)において、採択に直接関係がない個人の名称等については非開示とすることができるが、教科用図書採択に際しての審議資料として提出する。

第6 調査報告書、調査資料の提出時期

資料作成委員会の調査資料の提出は、第二回調査委員会の約1週間前とする。調査委員会の調査報告書の提出は、教科用図書採択のある教育委員会の約2週間前とする。

第7 その他

(1) 教科用図書採択に関する事務の関係図



(2) 市民・保護者への教科用図書の展示会の開催

教科用図書の見本展示は、市内の数ヶ所で開催し、教育委員会で定める期間内において閲覧に供する。また、任意に提出された「市民の意見」を収集する。

(3) 学校教育法附則第9条の規定による、教科用図書採択に係る選定の観点

ア 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿し絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること。特定の題材もしくは、一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は除く。

ウ 上学年で使用する事となる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用として使用する上で、適切な体裁の図書であること。ジグソーパズル型、切り絵工作型などの、図書としての体裁をなしていないものは除く。

オ 教科用図書の無償給与予算との関連から、毎年文部科学省から示される基準価格を大幅に超えないこと。

カ 予算上、後期用を予定していないので、分冊本は採択しないこと。

付 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

(別紙)

—ご意見・ご感想等—

(市民の意見)

- ・無記名でご記入ください。
- ・教科ごとに御記載ください。

※ 頂戴いたしましたご意見等は、教科用図書の採択に伴う審議の際、参考資料として文書開示を行います。

(記 載 欄)
教科名
ご意見・ご感想

—ご協力ありがとうございました—